

(仮 訳)

プレス・リリース

2014 年 4 月 15 日
バーゼル銀行監督委員会

バーゼル銀行監督委員会が大口エクスポージャーの計測と管理のための 最終規則文書を公表

バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」)は、本日、最終規則文書「大口エクスポージャーの計測と管理のための監督上の枠組」を公表しました。本枠組は 2019 年 1 月より実施されます。

大口エクスポージャーの枠組の目的は、単一の受信者又は受信者グループが突然破綻した場合に引き起こされる著しい損失から銀行を守ることです。本枠組は、こうした破綻が生じた場合に銀行に生じる可能性のある最大損失を制限し、銀行のゴーイング・コンサーンを確保することを目的として策定されました。特に受信者が銀行である場合、大口エクスポージャー規制は金融システム内のリスク伝播の抑制に直接的に貢献することが期待されます。加えて、本枠組によって規制対象とされるエクスポージャーの範囲をファンド、証券化商品、その他の集団投資スキームに拡大することは、シャドーバンキングシステムに対する監督や規制の強化にも資する有用な手段となります。

本日公表された大口エクスポージャー規制は、銀行が単一の受信者に対して保有する全てのエクスポージャーに対し、一般的な上限として、Tier1 資本の 25%を設定しています。この規制上限は、受信者グループ(つまり、相互依存関係があり、連鎖倒産する可能性のある受信者グループ)に対して保有するエクスポージャーにも適用されます。グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)間のエクスポージャーに対しては、より厳格な上限が適用されます。この規制上限は Tier1 資本の 15%と設定されました。

この最終規則文書は、バーゼル委が 2013 年 3 月に公表した市中協議文書に対するコメント等を踏まえ、以下のように修正されました。

- 大口エクスポージャーの定義及び報告対象となる閾値は適格資本の 10% (市中協議文書では5%)
- リスクベースの資本規制との整合性をより高める観点から、一定の条件を満たした、トレーディング勘定のヘッジとして使用されるクレジット・デフォルト・スワップ(CDS)の取扱いを修正
- 集団投資スキームへのエクスポージャーに関して、小口分散基準から、銀行の適

格資本に基づく重要性基準に修正(つまり、適格資本の0.25%)

- 一定の条件を満たしたカバード・ボンドの取扱いを修正

バーゼル委は、2016年までに、現在は適用除外とされている、適格清算機関(QCCPs)向けエクスポージャーに対し、規制上限を設定すべきか否かについて再検討します。同じく、本枠組が金融政策の遂行に与える影響についても、再検討します。

バーゼル委は、本件に関し、市中協議においてご意見をお寄せいただきました全ての関係者に対し、感謝の意を表明します。